

平成 31 年 4 月 23 日 (火)

平成 31 年度 第 1 回 春日井市上下水道事業 経営審議会資料



上下水道経営課

1 使用料改定の実施

一般会計からの基準外繰入金に頼らず、適切な使用料収入をもって中長期的に自立的で持続可能な経営を目指すため、経営健全化やサービス向上等への不断の取り組みと並行して、元号2年(平成32年)10月検針分から使用料改定の実施を予定します。なお、使用料改定については、上下水道事業経営審議会で審議して答申をいただき、同答申内容を踏まえて議会承認を経て実施する予定です。

(1) 段階的な使用料改定の検討

第4回上下水道事業経営審議会でいただいた『少量使用者への配慮』、『使用者の負担軽減のための段階的な使用料改定』及び『資産維持費算入の必要性』についてのご意見を踏まえ、検討案を作成いたしました。

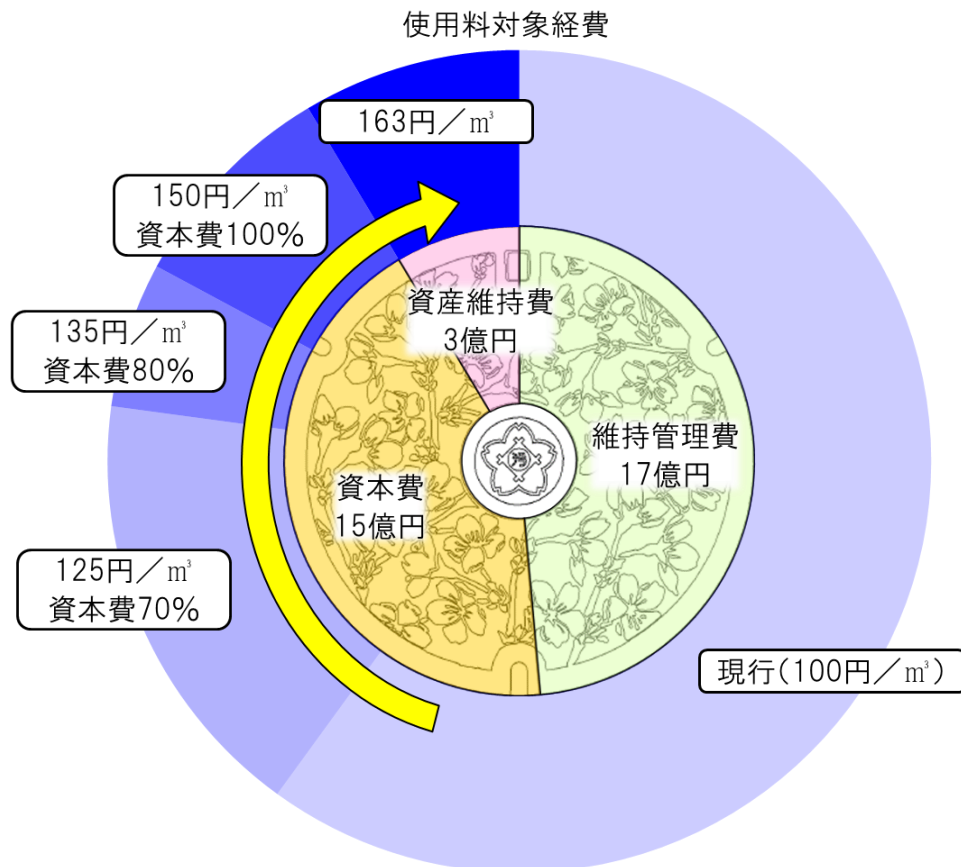
① 新しい使用料体系

新しい使用料体系については、「下水道使用料の基本的な考え方」に基づき、使用者間の公平性と経営の安定化を図るために、基本水量の廃止と基本使用料の比率を高める一方、使用量によって現行対比の負担割合が過度に異ならないよう現行逡増度に近づけた従量使用料を設定しました。また、1～20 m³の改定率を小さくすることで少量使用者への負担の抑制を図り、さらに、現在の排水需要を鑑み51 m³以上の水量区画を細分化した使用料体系を基本としました。

		使用料単価	100円 (現行)	使用料体系案 (円/m ³)				前段階との差 (円/m ³)			
				① 125	② 135	③ 150	④ 163	① 125	② 135	③ 150	④ 163
基本使用料 水量区分(m ³)		基本使用料 (円)	850	900	1,000	1,050	1,200	50	100	50	150
水 量 区 分	現 行	改定後	0	10	10	10	20	10	0	0	10
	基本水量	1～10									
	11～20	11～20	90	110	120	135	140	20	10	15	5
	21～30	21～30	100	130	140	160	170	30	10	20	10
	31～40	31～40	105	135	145	165	175	30	10	20	10
	41～50	41～50	115	145	155	175	185	30	10	20	10
	51～	51～100	120	150	160	180	190	30	10	20	10
		101～500		155	165	185	195	35	10	20	10
		501～		160	170	190	200	40	10	20	10

② 各使用料体系案の考え方

	使用料単価	経費回収率	使用料改定率 現行比	使用料収入	収益的・ 基準外繰入金
現行	100円/㎥	66%	—	21億円	11億円
	浄化センター維持管理費のみを使用料対象経費としたものです。				
①	125円/㎥	83%	25%	26億円	5億円
	使用料対象経費のうち資本費の30%を一般会計からの繰入金とするものです。				
②	135円/㎥	90%	35%	28億円	3億円
	使用料対象経費のうち資本費の20%を一般会計からの繰入金とするものです。				
③	150円/㎥	100%	50%	32億円	0
	使用料対象経費に対して、経費回収率100%を目指すものです。なお、使用料単価(下水道使用料/有収水量)150円/㎥は、総務省から最低限行うべき経営努力として示されています。				
④	163円/㎥	108%	63%	34億円	0
	使用料対象経費に資産維持費を加算し、その経費を賄える使用料収入を目指すものです。資産維持費とは、将来の設備更新費が新設当時より増大するために必要な費用のことで、ここでは15%相当の機能向上を見込んで算定しています。この見込みは、改定時に再算定する必要があると考えます。				



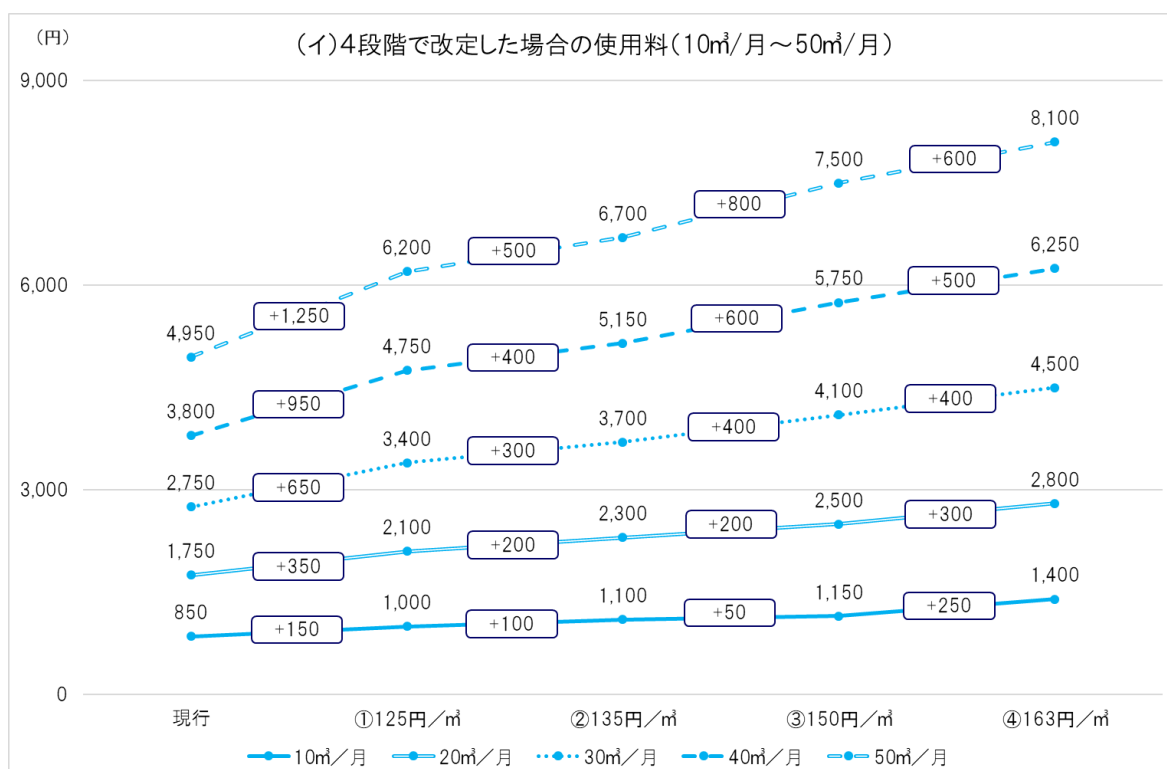
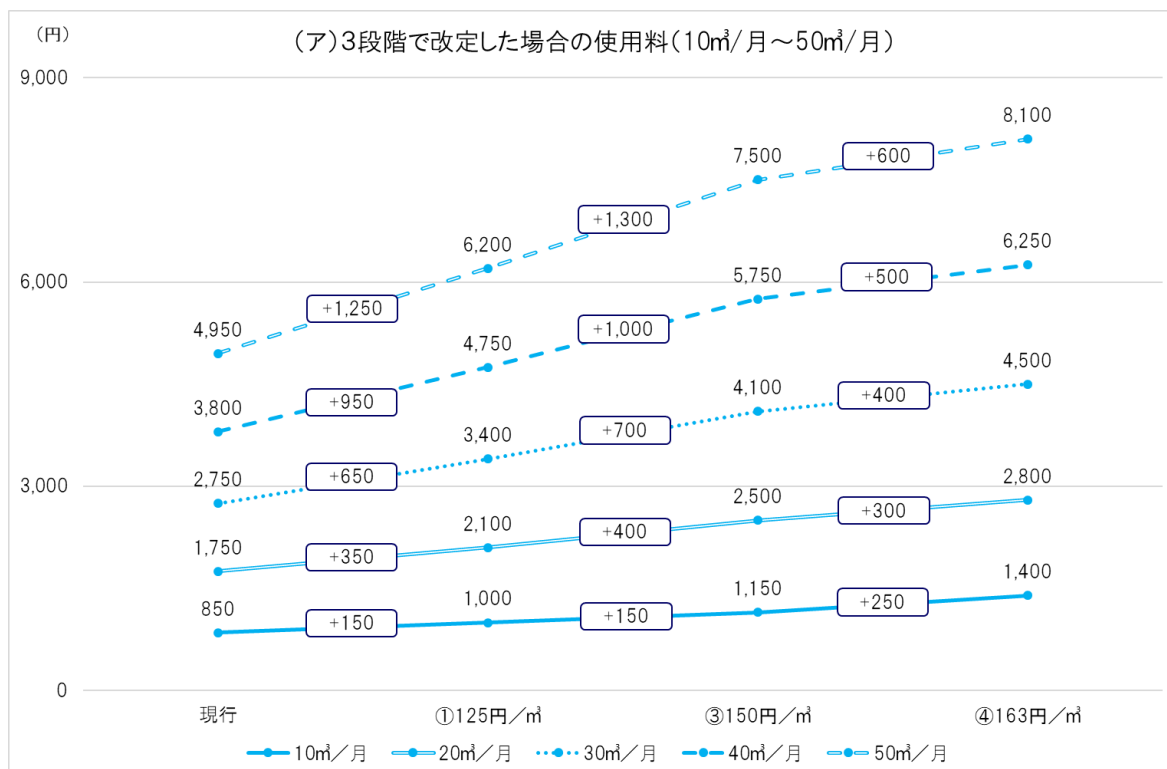
③ 段階の検討について

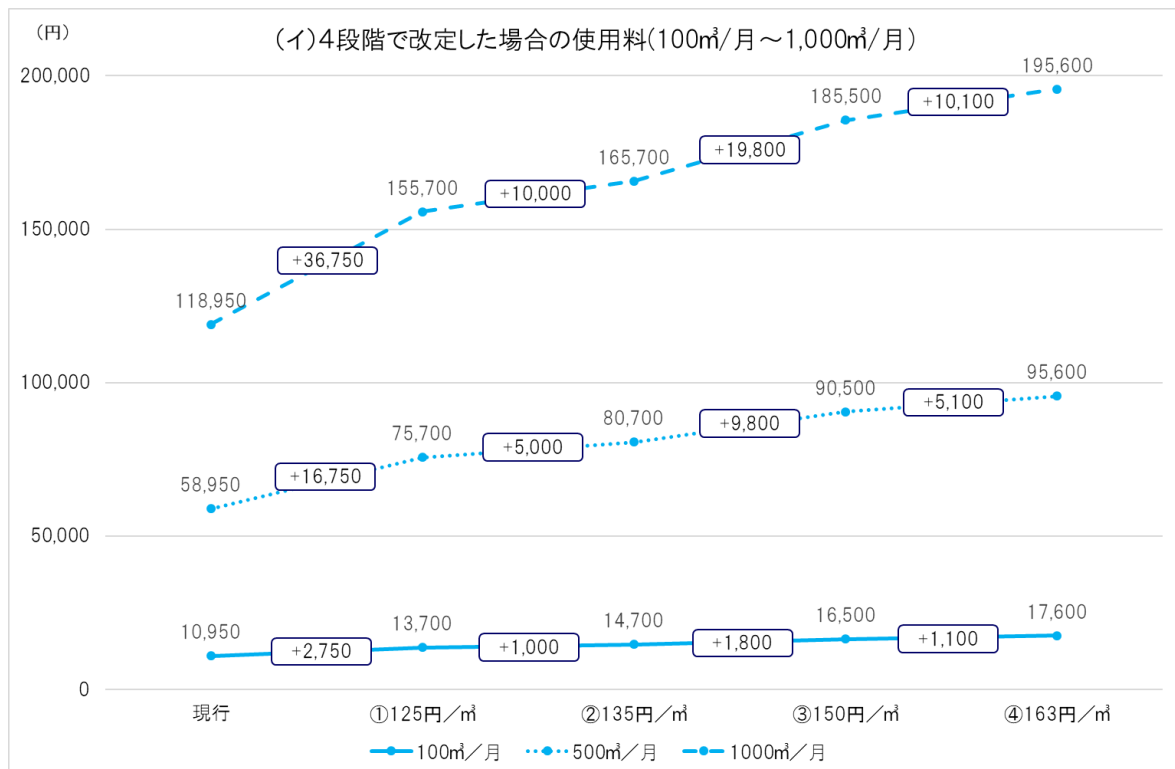
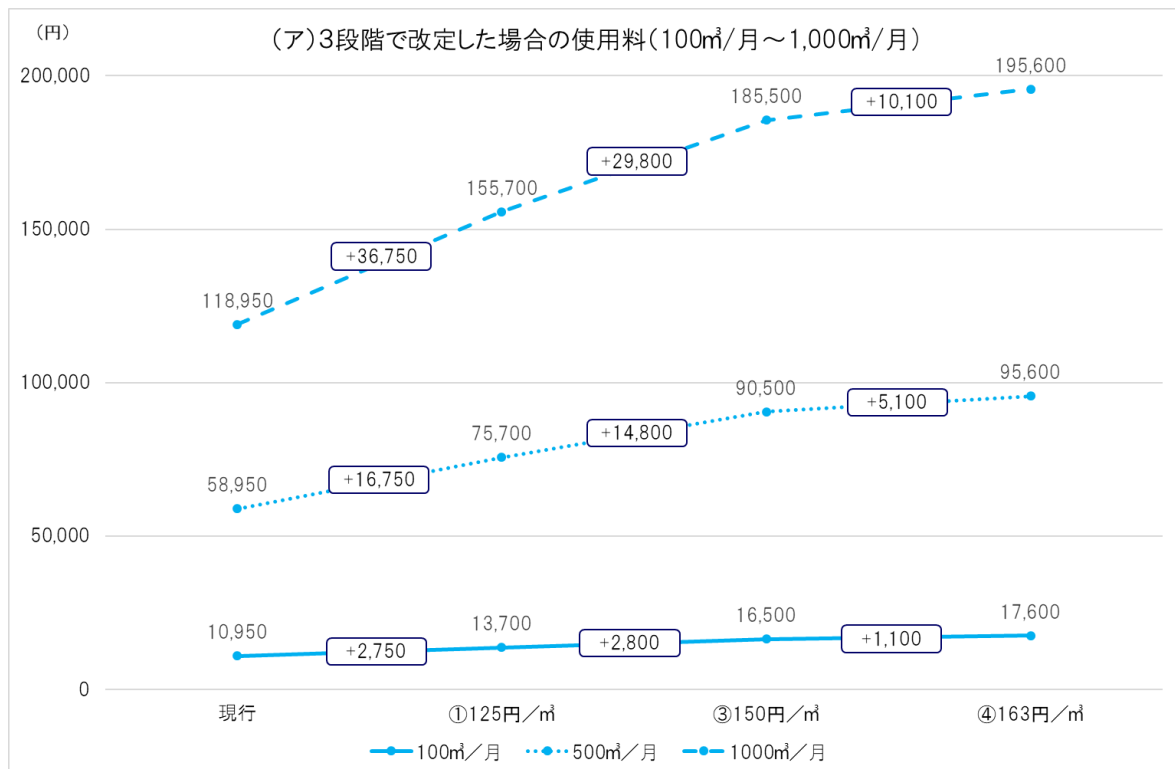
①で作成した使用料体系案を

(ア)現行→125 円→150 円→163 円 の3段階で改定した場合

(イ)現行→125 円→135 円→150 円→163 円 の4段階で改定した場合

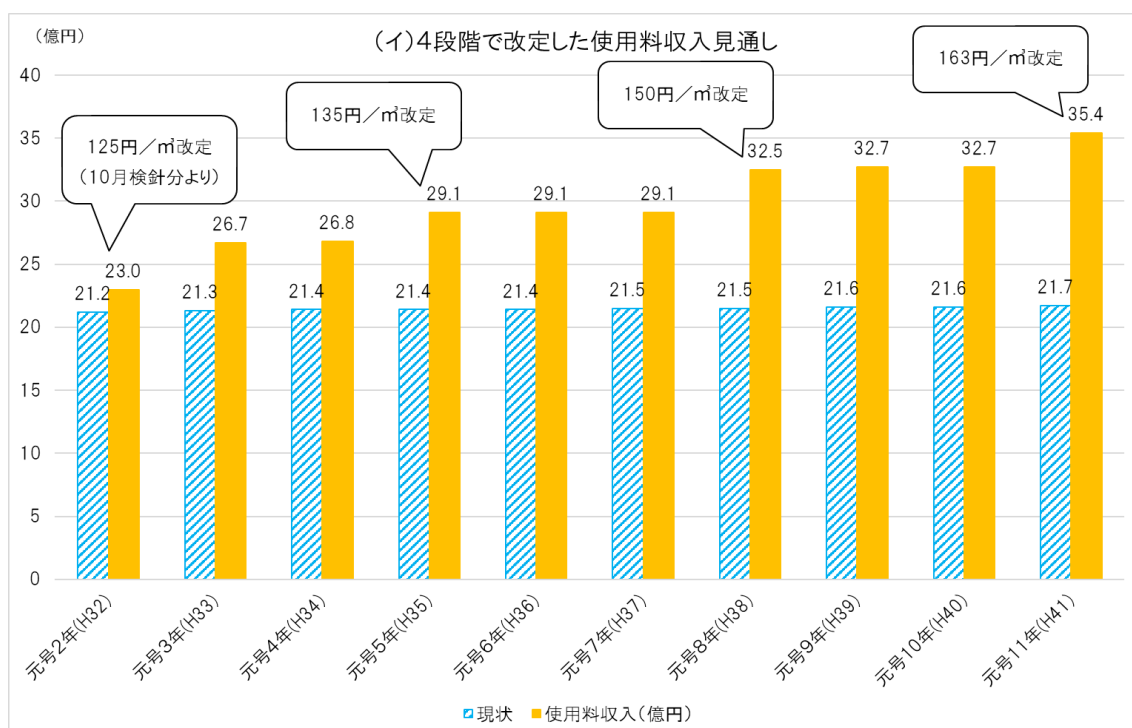
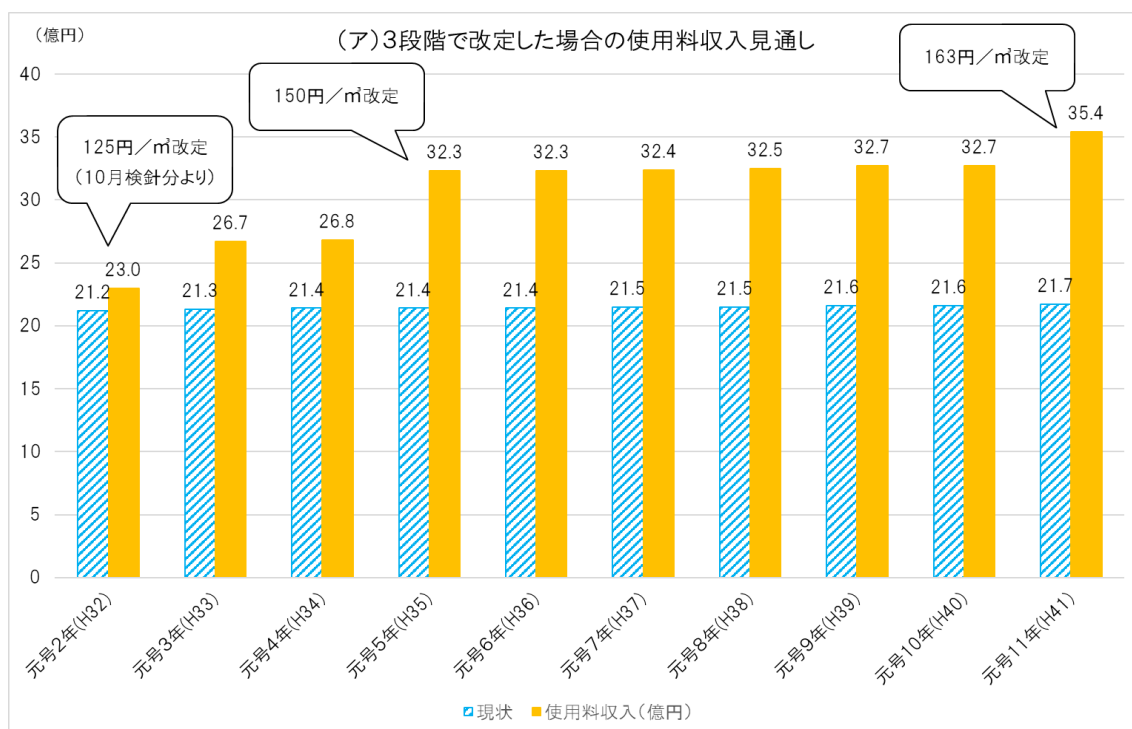
の水量区分別の使用料/月はそれぞれ次のとおりとなります。





④ 改定時期の検討について

段階的な改定時期について、元号2年(平成32年)を1段階目、3年後に2段階目の改定を行うこととし、元号11年(平成41年)の経営戦略計画期間最終年に、資産維持費を賄える使用料収入を目指すとした場合の使用料収入の見通しはそれぞれ次のとおりです。なお、第5次下水道財政研究委員会の提言(総務省)において、使用料は、物価変動等を勘案して、2年ないし3年程度の期間中における適切な時期に改定することが妥当とされています。

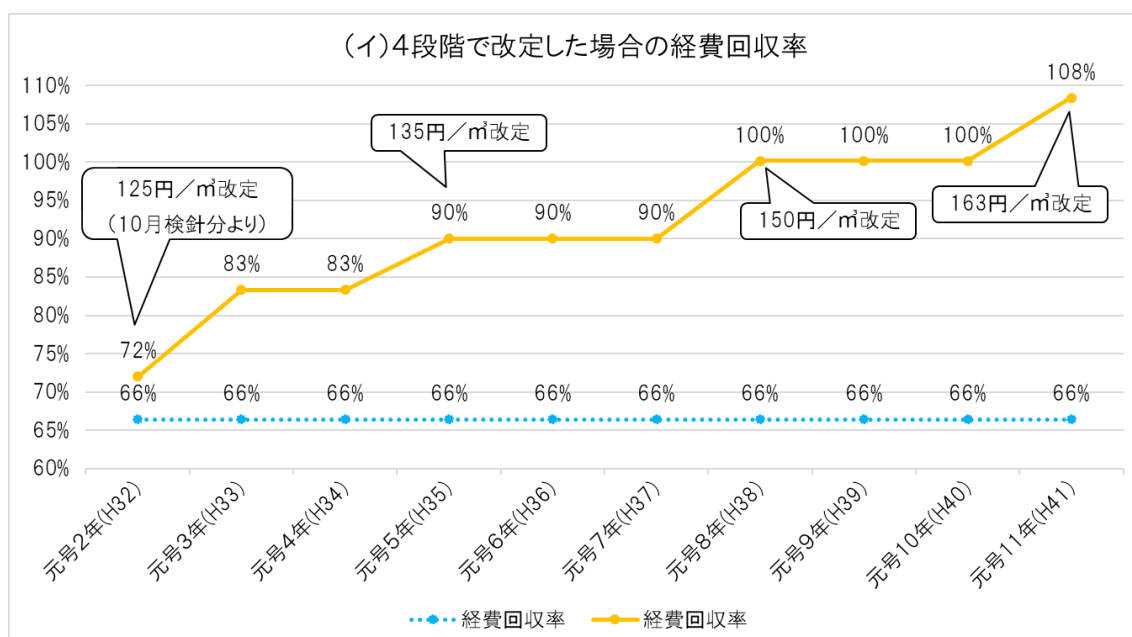
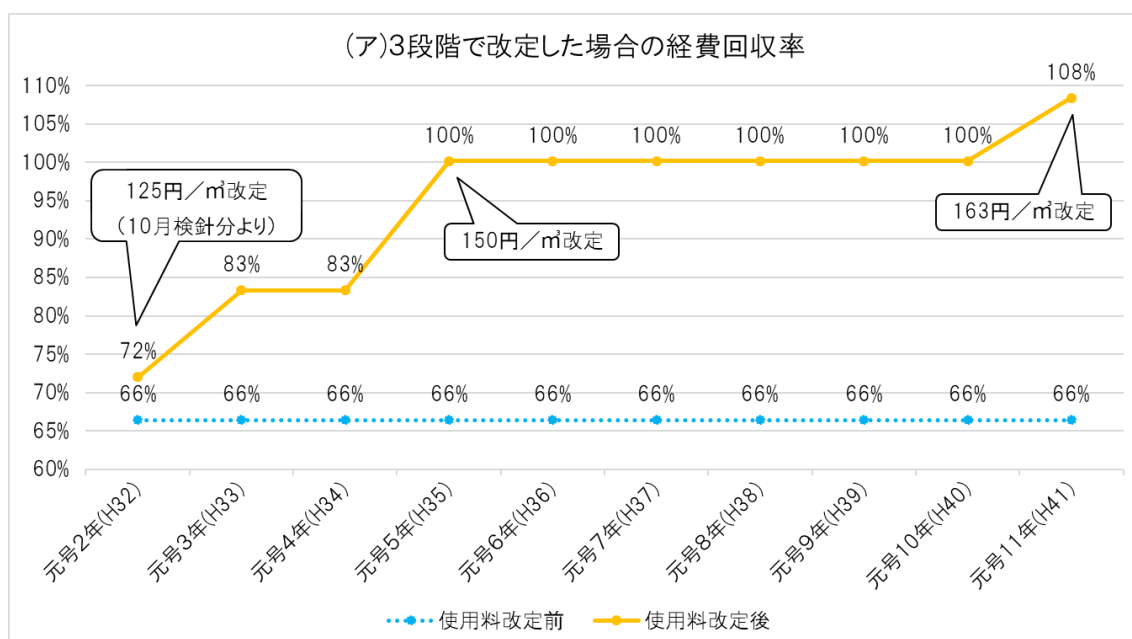


(ア)の場合は、(イ)と比較すると早期に経費回収率 100%が達成されます。

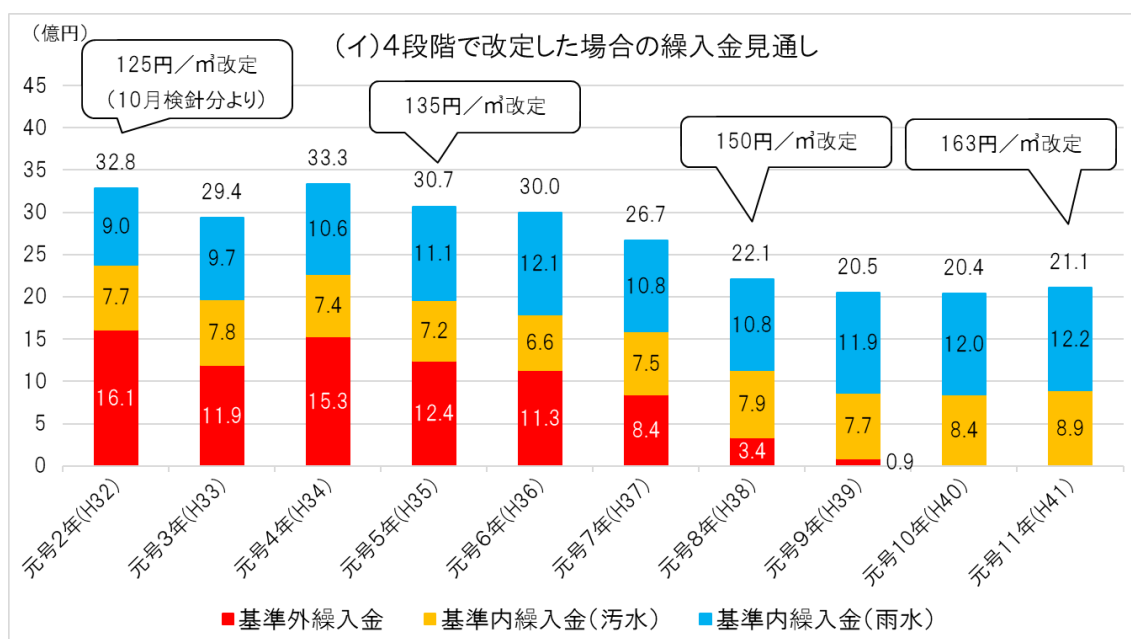
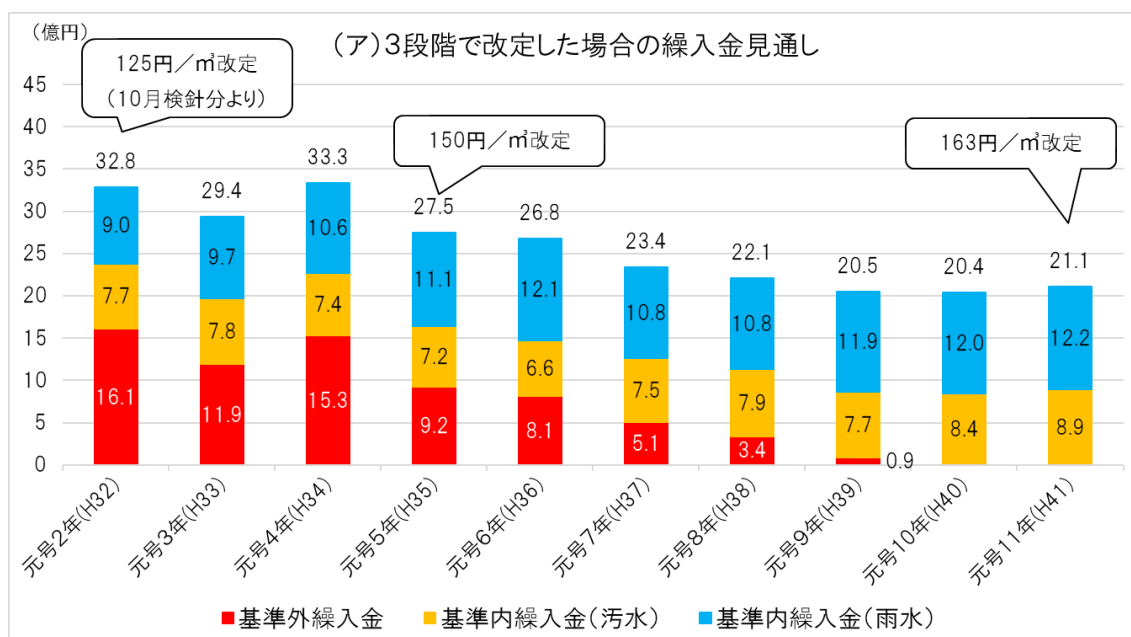
(イ)の場合は、(ア)と比較すると改定率が滑らかになるため、使用者への急激な負担増は避けられますが、使用料改定に係るシステム改修や人件費などのコストが、1段階分多くかかることになり、その額はおおよそ400万円と見込まれます。

(2) 財源目標の見通し

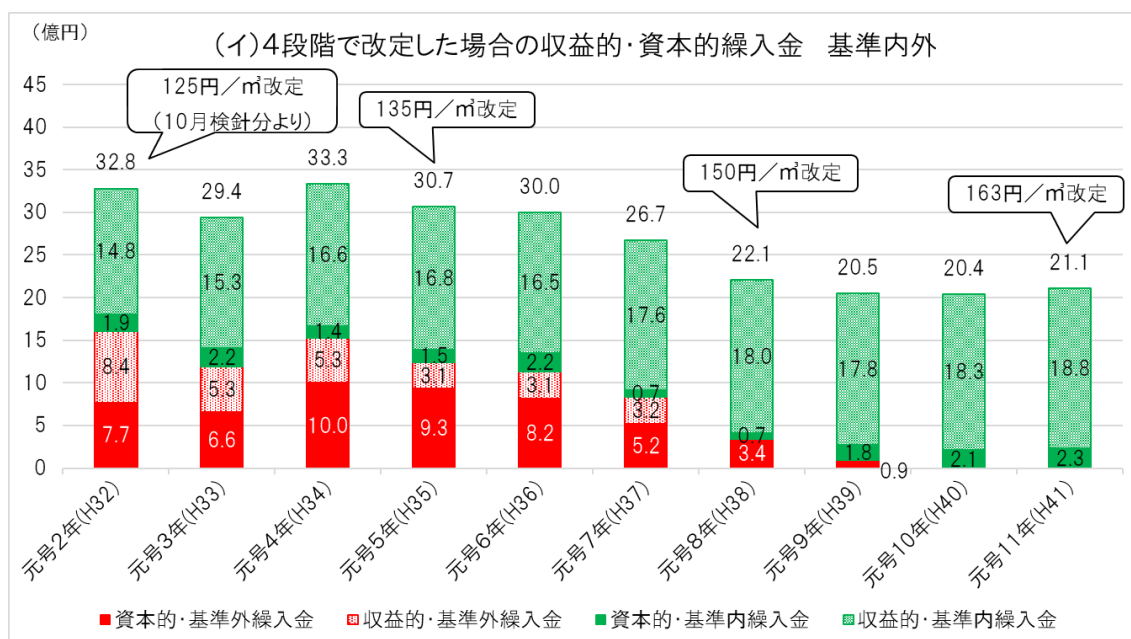
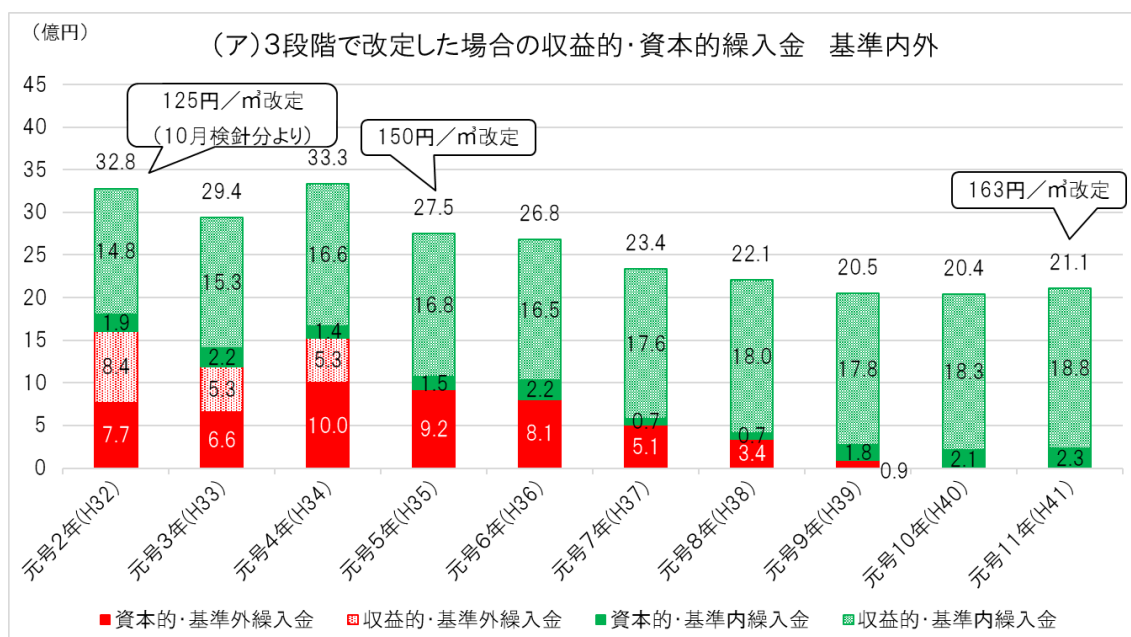
財源目標(経費回収率の向上、基準外繰入金の抑制)のうち、経費回収率については、使用料改定前は66%で推移する見通しでしたが、150円/㎡に改定した段階で100%に達する見通しです。



繰入金については、使用料改定により、収支不足額を補填するための基準外繰入金は 150 円/㎡に改定した段階で0円となり、繰入金総額では約 12 億円減少する見通しです。

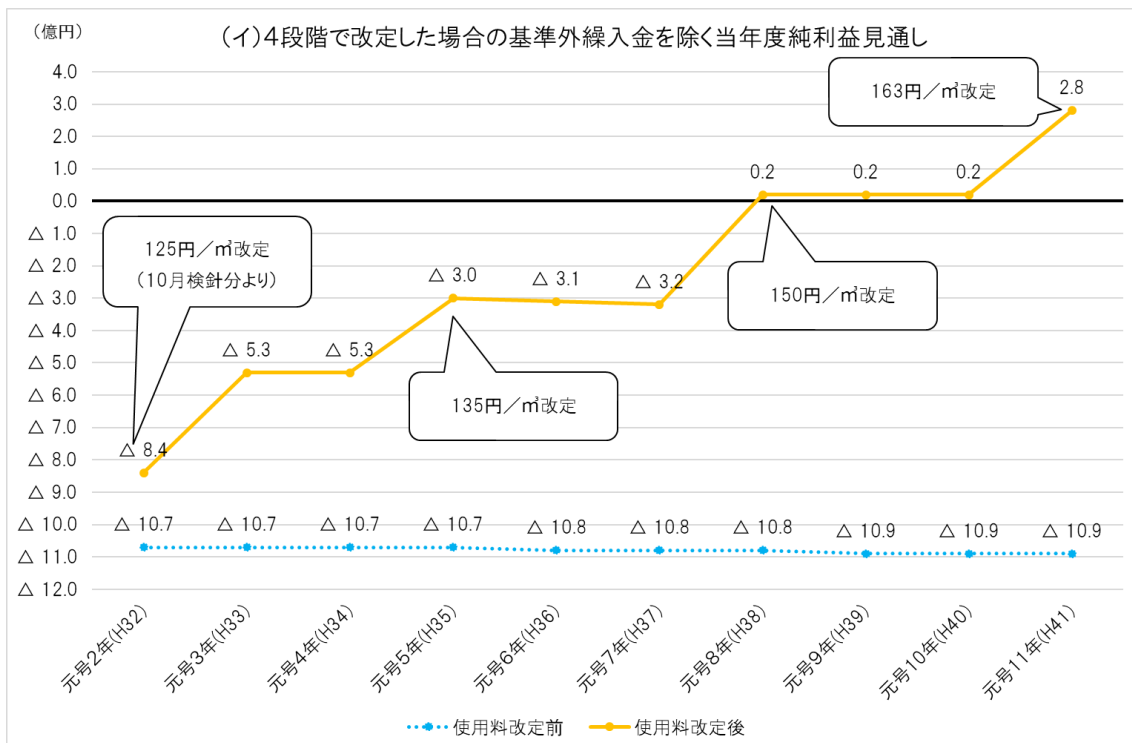
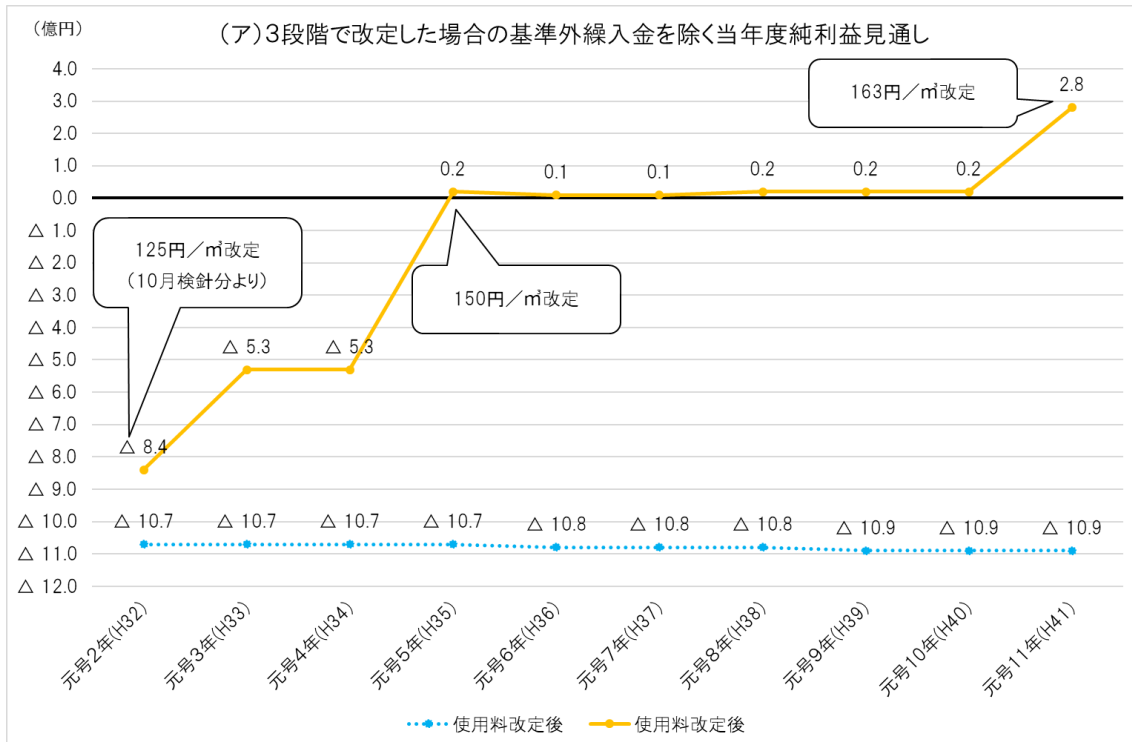


基準外繰入金について、使用料改定前は16億円程度で推移していたのに対し、使用料改定後の元号2年(平成32年)以降は毎年度約1～5億円を抑制し、元号10年(平成40年)には0円となる見通しです。



(3) 収支ギャップ

改定後の収支状況をみると、当年度純利益は150円/㎡に改定した段階で黒字となり、収支ギャップは解消される見通しです。



2 用途別使用料の設定

湯屋用については昭和51年度、一時用については平成15年度の改定以降、据え置かれたままとなっています。「下水道使用料の基本的な考え方」では、用途別使用料の算定方法については示されていないため、一般用の改定内容を参考に、1段階目で基本使用料をそれぞれ25%値上げ、一時用については基本水量を廃止し、2段階目では従量使用料をそれぞれ25%値上げした検討案は次のとおりです。

	現 行				使用料体系案①				使用料体系案②		
	基本使用料	従量使用料(m ³ /円)			基本使用料	従量使用料(m ³ /円)			基本使用料	従量使用料(m ³ /円)	
湯屋用	8,000円	201m ³ ~	40	→	10,000円	201m ³ ~	40	→	10,000円	201m ³ ~	50
一時用	1,205円	11m ³ ~	120		1,500円	1m ³ ~	120		1,500円	1m ³ ~	150
					+2,000					+10	
					+295					+30	

3 経営戦略の事後検証、更新

本経営戦略については、毎年度、計画の進捗管理（モニタリング）を行い、使用料改定後に検証を行います。検証では、計画と実績との乖離の分析を行い、その結果を見直し後の経営戦略に反映させるPDCAサイクル（計画策定（Plan）、実施（Do）、検証（Check）、見直し（Action））を機能させていきます。さらに併せて資産維持費の計上につきましても、社会経済状況等を鑑みた必要額の検討を行っていきます。

また、経営比較分析表等により、各種経営指標を用いた類似団体等との経営状況の比較を公表し、経営の健全化や効率化を図っていくよう努めていきます。